

飲酒運転撲滅推進計画

（平成〇〇年〇月〇日）

サンプルバージョン2

〇〇〇〇株式会社

〇〇〇株式会社従業員一同は、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」第 17 条第 1 項に基づき、下記のとおり計画を策定し、徹底して飲酒運転撲滅対策を推進する。

1 管理体制について

- (1) 人事総務担当部長の指揮の下、各課長を飲酒運転撲滅対策推進責任者（以下「責任者」という。）に定め、課ごとに飲酒運転撲滅対策の取組を行う。
- (2) 責任者は、月に 1 度、各課の取組状況にかかる報告書及び (3) に定める運転管理簿（様式 1）を人事総務担当部長に提出する。
- (3) 業務で自動車を使用する従業員（以下「自動車使用従業員」という。）は下記のとおり責任者の確認を受ける。
 - ア 自動車使用従業員は、「運転管理簿」に必要事項を記入し、責任者に提出する。
 - イ 自動車使用従業員は、責任者立ち会いのもと、アルコールチェッカーによる測定を行う。
 - ウ 責任者は、提出された「運転管理簿」の内容及びアルコールチェッカーの結果を確認し、運転業務の適否を判断する。

2 社内処分について

- (1) 従業員が飲酒運転で検挙された場合は、行為の態様及び悪質性等に応じ懲戒解雇処分を含めて厳正に対処する。
- (2) (1) により従業員を処分する場合には、当該従業員にかかる責任者についても、その監督、指導、取組状況等を勘案し、責任追求を検討する。

3 従業員等に対する啓発・飲酒に係る検診等について

- (1) 啓発について
 - ア 下記のとおり、従業員研修を実施する。
 - ・実施時期：〇月～〇月
 - ・対象：従業員全員
 - ・内容：法令における罰則等、飲酒運転事故にかかる DVD 上映、飲酒運転事故加害者の手記紹介等
 - イ 毎月〇日をノンアルコールデーとし、責任者から従業員の家族宛に家庭での飲酒運転撲滅にかかる取組推進の依頼文を送付する。
 - ウ 飲酒運転撲滅にかかるポスター、チラシ等の掲載を行う。（随時）
- (2) 検診について

責任者は、健康診断等において、 γ -GTP 値が高い又は肝機能障害などアルコール関連の疾患について指摘された従業員に、保健所、病院等の飲酒問題にかかる相談機関へ相談するよう指導する。

併せて、責任者は当該従業員の飲酒習慣の把握に努め、必要に応じ指導する。

4 その他

- (1) 飲酒運転撲滅のため県及び市町村等が実施する取組に協力する。